整備主任者等資格取得講習とは <特定整備(電子)>

工員の基準

<u>※全車種共通</u>		特定整備(電子) (自動運行装置に係る認証の有無にかかわらず)
工員要件	工員数	2人以上
	自動車整備士の最低要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士}+講習」が <u>1名以上</u>
	自動車整備士保有割合	1/4以上(1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数/全工員数)
	整備主任者の資格要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士}+ <mark>講習</mark> 」

注意!

特定整備(分解+電子)を行う場合、選任しようとする「全て」の整備主任者が「1級自動車整備士(1級二輪は除く)」または「1級二輪、2級自動車整備士であって講習を受けた者」である必要がある。

整備主任者等資格取得講習とは <特定整備(電子)>

国土交通大臣が定める講習

- 整備工場が早急に認証を取得できるよう、当面の間、国土交通大臣が定める講習を実施し、特定整備(電子)の整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は実習と学科の2項目とし、学科と実習を受講した後、試問に合格すると特定整備の整備 主任者として選任が可能となる。





重要!

• **実習**については、整備振興会またはディーラー等で実施する「エーミング講習」を受講する。ただし、過去にエーミング講習を受講したことのある者で、その講習が実習と同等と認められた場合には、過去に受講した講習をもって実習を受講したものと見なされる。